

島田硝子製造所

職工規則

財團法人協調會大阪支所

財團法人協調會大阪支所

島田硝子製造所

職工規則

第一章 職工及見習工

第一條 職工及見習工ハ滿十二イ以上ノ者ニシテ義務教育ヲ終ヘ而
行方正身體強健勞務ニ適スル者ト認メタル者ニ限リ之ヲ雇入ル

第二條 職工及見習工志願者ハ規定ノ志願書ニ戸籍謄本ヲ添ヘ願出
ズベシ

第三條 職工ハ允ツ見習工トシテ滿三ヶ月ヲ經其性質技能ヲ試験シ
タル後採否ヲ決定スルモノトス

但シ當所ニ於テ職ノ其性行技能ヲ詳知セル者ハ直チニ職工ヲ命ス
ルコトアルベシ

第四條 職工及見習工ハ規定ノ誓約書ヲ差出スベシ

誓約書ニハ保證人トシテ大阪市内居住者ニシテ當所ノ瀾相
當ト認メタル者ノ連署ヲ要ス